

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 特別徴収仮徴収のお知らせ

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線 142、147・FAX(43) 3835

4月からの保険税(料)の年金天引き(特別徴収)

現在、保険税(料)を特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金から徴収させていただいた保険税(料)と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

※国民健康保険の被保険者で平成26年度に75歳になる人および特別徴収の中止届を提出した人などは、普通徴収(納入通知書または口座振替)により納めていただきます。

◆平成25年4月2日から平成25年10月1日までの間に、つぎに該当した人は、保険税(料)を4月から特別徴収させていただきます。

- ①同じ世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳～74歳になった人
 - ②後期高齢者医療制度に加入した人(75歳になった人や転入などの住所変更により加入した人など)
- ※該当した人には「特別徴収仮決定通知書」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください。

特別徴収の中止について

保険税(料)の特別徴収の対象となった人でも、申請をすることで特別徴収を中止し、普通徴収(口座振替に限る)に変更することができます。特別徴収の中止届の申請方法などの詳細については、保険年金課へお問い合わせください。

介護保険料特別徴収 仮徴収のお知らせ

問合せ

介護福祉課 ☎(42) 8444

FAX (43) 5600



介護保険料の年金天引き(特別徴収)

現在、保険料を特別徴収で納めていただいている人は、2月の年金から徴収させていただいた保険料と同額を4・6・8月の年金から仮徴収させていただきます。

◆平成25年4月2日から平成25年10月1日の間に、つぎに該当した人は、保険料を4月から特別徴収させていただきます。

- ① 65歳以上で、すでに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人
 - ② 65歳到達後に、新たに老齢・退職年金などを年額18万円以上受給した人
 - ③ 65歳以上で、老齢・退職年金などを年額18万円以上受給している人のうち、住所変更を行った人
- ※特別徴収への変更手続きの必要はありません。また、特別徴収を本人の希望で中止することはできません。
※該当する人には「平成26年度特別徴収開始のお知らせ」を3月下旬に郵送しますので、内容をご確認ください。

特別徴収の仮徴収と本徴収

- ◆**仮徴収**・・・保険税(料)は前年中の所得により7月に決定します。そのため、前年度の保険税(料)を基にした暫定額を4・6・8月の年金から徴収させていただきます。
- ◆**本徴収**・・・7月に確定した年間の保険料(税)から仮徴収で納めていただいた額を差し引いて10・12・翌2月の年金から徴収させていただきます。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8438・FAX(40)3008